

物品売買契約書

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、〇〇（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

物品名・数量	実験台 一式
規 格	別添仕様書のとおり
契約金額	¥ — （うち消費税額及び地方消費税額 ¥ —）
納入期日	令和 8 年（2026 年）1 月 30 日（金）
納入場所	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1 佐賀県環境センター 2 階 重金属試験室
契約保証金	佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除

- （信義則）
- 第 1 条 甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。
- （納入）
- 第 2 条 乙は、物品を納入するのに必要な全ての費用を負担するものとする。
- （履行延期）
- 第 3 条 乙は、天災地変その他特別の事由によって期限内の履行ができないときは、遅延理由の発生後直ちに甲に対し履行の延期を要求することができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。
- （権利義務の譲渡などの禁止）
- 第 4 条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。
- （検査）
- 第 5 条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲に申出をし、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いの下に行うものとし、検査に合格したときは、甲は書面により乙に通知する。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品を取り替えなければならない。前 2 項の規定は本項の規定により取り替える場合について準用

する。

(契約の履行)

第6条 乙が行う契約の履行は、前条の検査の合格をもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙が第5条の検査に合格した後、乙が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により、甲が前項の支払期限までに支払わないときは、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 自己、自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(担保責任)

第10条 乙は、物品の納入後12か月以内に正常な管理の下において生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(損害賠償及び違約金)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10

分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(疑義の解決)

第12条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則の定めるところによる。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上で各自1通を保有する。

令和7年(2025年) 月 日

甲	住	所	佐賀市鍋島町八戸溝119-1
	氏	名	佐賀県環境センター
		所長	江口 充宏

乙	住	所	
	商号又は名称		
	代表者職氏名		